都市計画法による 開発許可の基準の一部改定について

1 趣 旨

「都市計画法による開発許可の手引」に掲載をしています「道路の基準」、「公園、緑地及び広場の基準」及び「排水施設に関する基準」について、法の趣旨を踏まえ、また、実態に即した基準とし、公平・透明性の向上を図るため、次のとおり一部改定を予定しています。

2 改定の概要

(1) 道路の基準

ア 新たに配置する道路の線形(新旧対照 1ページ~4ページ)

開発区域外にある道路と接続する新たに配置する道路の双方が道路機能を有効に発揮するため、 また、交差点及びその付近での交通事故を防止するため、交差点の見通しを確保することなど、安全、かつ、円滑な通行を確保するための基準を追加します。

なお、基準の施行に際しては経過措置を設けます。

イ 接続道路(新旧対照 5ページ~9ページ)

接続道路の幅員については、車両の通行上支障のない部分である現況の幅員(以下「車道の幅員」という)としていますが、以下の場合等は、道路法による道路の幅員を接続道路の幅員とするように緩和します。

- ・ 道路法による道路の幅員が4.5 メートル以上9メートル未満で、通行の安全を確保するために 周辺住民の要望等を受けて道路管理者により設置されたガードレール等により、車道の幅員が 4.5 メートル以上の場合。
- ・ 道路法による道路の幅員が9メートル以上(開発区域が20ヘクタール以上を除く)で、歩道の設置により、車道の幅員が6.5メートル以上の場合。
- ・ 道路法による道路の幅員が4.5メートル以上9メートル未満の一方通行の道路で、道路管理者により設置された歩道により、車道の幅員が3.5メートル以上の場合。
- **ウ 縦断勾配**(新旧対照 10ページ~11ページ)

交差点に接続する縦断勾配については、車両の通行の安全等を確保するため、今まで基準として 明確にされていなかったものを、具体的な数値を定めた基準とします。

(2) 公園、緑地及び広場の基準(新旧対照 12ページ~19ページ)

公園等の出入口に設ける道路が接続する道路について、幅員等を定めます。また、公園等の出入口の構造について、高齢者及び障害者等の利用及び円滑な管理を図るため、具体的な基準とします。 なお、基準の施行に際しては経過措置を設けます。

- 公共施設管理者の基準の改定も予定されています。詳細は、環境創造局みどりアップ推進課のホームページをご覧ください。
- (3) 排水施設に関する基準 (新旧対照 20 ページ~22 ページ)
 - ア 「横浜市下水道設計指針」の改訂に伴い、人孔(マンホール)の選定基準や管渠の断面形状等、 実態に即した基準に改定します。
 - イ 雨水浸透ます及び雨水浸透管の設置を避けるべき区域を明確化します。
 - ウ 遊水池等の足掛金物 (タラップ) 等構造細目を実状の運用に合わせた基準に変更します。

【問合せ先】指導部宅地企画課

電話:045-671-2945